

# 皆様からいただいた、あたたかい会費は、 このように活かされています!!



## 福祉委員の 地域の活動費

それぞれの地域の特性に合わせた福祉啓発活動、地域ふれあい交流活動、在宅福祉援助活動を実施する校区(地区)福祉委員への活動費助成などの経費です。



## ボランティア活動センターの運営

ボランティアに関する相談受付、兵庫県ボランティア・市民活動災害共済の取扱い、ボランティアグループ連絡会の開催、ボランティア講座・研修会の開催、ボランティア活動の啓発、ボランティアグループ活動費助成などの経費です。



## 社協組織運営事業

社協の人材育成にかかる費用等組織の運営にかかる経費に充てています。(人件費を除く)



皆様からいただいた  
平成30年度の社協会費は  
**2,742,939円**でした。

このあたたかい会費は、  
このように活かされています!!



## 障害者交流啓発事業

障がいのある方と地域、関係機関や団体をつなげる活動や、障がい者の啓発や交流イベント活動を一緒に取り組む仲間づくりを目的とした活動にかかる経費です。



## ふれあい弁当活動費

ひとり暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯、重度の障がいのある方々等を対象に、食生活の充実と安否確認を目的として毎週水曜日に昼食を配食している活動にかかる経費です。

令和元年度分につきましては、令和2年度の社協だより(ホームページ7月頃)に報告させていただきます。

皆様のあたたかいご協力、ありがとうございました。

# 社協会員を募集します。

「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を実現するために、今年度も社協会員を募集いたします。地域の皆様の参加、協力のもと、よりきめ細やかな地域福祉・在宅福祉活動に会費は活かされます。社協の活動財源には、自主運営事業の報酬、寄付金・共同募金配分金・公費補助金受託料のほかに、住民の皆様が会員となって納めていただく会費があります。皆様からご協力いただく会費は、社協の運営の基盤となっており、地域福祉を推進するための貴重な財源にもなっています。



## あなたの「会費」が 地域福祉を支えます。 社協会費にご協力をお願いします。



### 令和2年度 社協会費 (1口)

一般会員	500円
団体会員	5,000円
賛助会員	5,000円

猪名川町社会福祉協議会が行う地域福祉活動は、個人、各世帯にお願いする「一般会費」、団体をお願いする「団体会費」、法人にお願いする「賛助会費」で支えられています。ご協力いただく「会費」は地域に根差した住民活動を進めるために欠かせない財源となり、地域福祉活動の推進のために役立っています。今年も皆様のあたたかいご理解ご協力をお願い致します。

皆様の「会費」は、地域福祉活動の大切な財源となっています。

**募方法** 各自治会や福祉委員の方々のご協力を得て、お願いしています。また、事務局でも受け付けていますので、ご協力をお願い致します。

●会費に関する問い合わせは  
猪名川町社会福祉協議会まで  
☎766-1200 FAX 766-8511

# みんなで作る安心して暮らせるまちづくり

第7次 地域福祉推進計画(2020年4月~2025年3月)に基づき、福祉活動を推進しています。

## 地域 で支え合う

### 生活支援コーディネーターの配置

地域での居場所づくりや、支え合い等を住民が主体となって取り組んでいけるよう支援を行います。



### 会員会費 福祉委員会活動

自治会毎に福祉委員が選出され、個人や小学校区・地区単位の小地域福祉活動(サロン活動、福祉の啓発活動、見守り、声かけ等)で活躍していただいています。地域の困りごとを早期発見するアンテナ役、福祉サービス等の啓発役、お困りの方がいらっしゃった時に社協等の関連機関につないでいただくパイプ役です。



### 会員会費 ボランティア活動センター

ボランティア活動に関する相談や活動紹介・コーディネート、ボランティア養成講座の開催、情報提供等を行い、ボランティア活動の普及啓発とボランティアの発掘や養成に取り組めます。

### 会員会費 地域交流啓発活動

啓発活動や交流イベントと一緒に取り組む仲間づくりを目的として、障がいのある方と地域、関係機関や団体とをつなげる活動に取り組んでいます。

### 会員会費 ふれあい弁当

ひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯、重度の障がいのある方々等を対象に、食生活の充実と安否の確認を目的として、毎週水曜日に昼食(利用料金は1食500円)を配食します。

### 会員会費 ふれあい交流活動

障がいのある方の社会参加の促進と生活の豊かさを広げることを目的に、バスツアー等の機会を通し、お互いの理解を深め交流する場を提供します。

### 家族介護支援事業

高齢者を介護する方や介護に関心がある住民を対象に、介護に関する講座を開催します。また、認知症の方やその家族・地域の方が気軽に話せる居場所として、オレンジCafe(認知症カフェ)の開催や、認知症サポーター養成講座を行っています。

## 相談 したい

### 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者やその家族を対象にした総合相談窓口です。介護・福祉に関すること、介護予防・健康に関すること、権利擁護に関すること等、他機関とも連携を取りながら支援します。老人会や自治会等への出前講座も行います。

### 認知症初期集中支援事業

認知症の方やその家族に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援チームにより認知症になっても、本人らしく住み慣れた地域で暮らしていけるよう支援を行います。

### 善意銀行

少しでも社会福祉のために役立ちたいという皆様の「善意」をお預かりし、必要とされている社会福祉施設や地域福祉活動、高齢者・生活困窮者への支援、障がい者福祉活動を通じて、役立てています。

### 日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある方の公共料金や家賃等の支払い手続き、生活費のお届け、日常使う通帳や印鑑の預かり等を行うことで、在宅生活の継続を支援します。

### 障害者相談支援センター

身体・知的・精神に障がいのある方や、児童、そのご家族が安心して日常生活が送れるように相談支援、権利擁護、社会参加の支援等、総合的に相談を受け付けます。

### 障害者就労支援センター

障がいのある方の就労に向けての準備や求職活動の方法など、お一人おひとりにあった形で、一緒に考え支援を行います。

### 地域介護予防活動支援事業

住民主体の介護予防活動の育成・支援(健康長寿体操やふれあい・いきいきサロン開設等支援助成、脳の健康教室の継続支援等)を行います。

### 介護予防普及啓発事業

高齢者の健康に対する自覚を高めるため、健康づくり・疾病予防・介護予防に関する啓発と地域を基盤とした健康づくり等の活動支援を行います。

### 福祉学習

住民が自分の住むまちに関心を持ち、福祉課題に気づき、その解決に向けた活動に取り組んでいくための機会づくりとして、福祉学習の推進を行います。(町内小・中学校の福祉教育協力校の指定/福祉教材の貸し出し等)

### 福祉用具の貸与

車イス、ポータブルトイレ、歩行器などが必要な方を対象に、貸し出しを行います。  
※介護認定を受けた方は、介護保険優先

### 声の広報

視力の障がいがある方に、「広報いながわ」や「社協だより」など音訳(文字情報をCDなどに入れて音声化すること)したものをご自宅へお届けします。(無料)

### おもちゃ図書館

地域や家庭でも楽しく遊べるようにボランティアが製作した、手作りおもちゃ等の貸し出し(無料)を行います。



### 成年後見相談

月1回、成年後見制度にかかる専門相談を行います。認知症や障がいにより判断能力が低下し、金銭管理や身上監護が難しくなった方が、適切に成年後見制度の利用につながるよう支援します。

### 心配ごと相談

月に3回(日生連絡所・ふらっと六瀬・ゆうあいセンターにて)相談窓口を開設し、民生委員・児童委員が生活上の困りごと全般について相談を受け付けています。

## 福祉 サービス を利用したい

### 高齢者デイサービス事業

日帰りで入浴、食事、レクリエーション等のサービスを提供しています。身体を動かしたり、仲間との交流の場をもつことで、気分転換にもなり、閉じこもりの防止になります。

### ホームヘルプ事業

ホームヘルパーが自宅へ訪問し、食事・入浴・排泄等のお世話をする身体介護及び掃除や洗濯、調理等の生活援助を行います。



### 高年齢食生活相談

管理栄養士が個別で相談に応じたり、講習会等を開催します。生活習慣病の方の食事から介護食の相談まで、幅広く対応します。

### 生活福祉資金貸付制度

低所得世帯等の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

### 障害者多機能型事業所 希望の家すばる

障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようになることを目的に、就労継続支援B型事業、生活介護事業を実施し、必要な支援を行います。

### 軽度生活援助事業(協力会員)

一人暮らしや高齢者のみの世帯、障がいのある方等で、日常生活に援助を必要とする方が対象。協力会員が、家事援助・身体介護・散歩の付き添い等を行います。(介護保険のヘルパーサービスの補完的役割)

### 障害児療育支援事業

0~18歳の方を対象に、生活習慣の獲得や社会性の発達、運動機能の向上を目的とした療育(理学療法、作業療法、言語聴覚療法)を行います。(問合せは役場福祉課へ)

### 障害者日中一時支援事業

障がいのある方に、一時的な日中活動の場を確保し、家族の就労支援や介護者の一時的な休息を目的に、必要な生活支援サービスを提供します。

### 移動支援事業(ガイドヘルプ)

障がいのある方が充実した日常生活を営むことができるようガイドヘルパーが付き添い、社会参加に必要な外出時の介助、支援を行います。

### 障害者地域活動支援センター

障がいのある方が地域の中で交流を持ちながら生活していくために、創作プログラム・健康プログラム等の提供を行います。

**猪名川町社会福祉協議会では、こんな活動をしています。**

**会員会費** このマークの事業は、会員会費が活用されています。